

令和 7 年度 第 1 回浜田市上下水道事業審議会 会議録

日時：令和 7 年 4 月 16 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

会場：市役所本庁舎 5 階 議会全員協議会室

1 開会

それでは定刻になりましたので、令和 7 年度第 1 回浜田市上下水道事業審議会を開会いたします。

本日は委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は上下水道部水道管理課長の右田でございます。よろしくお願いいたします。
まず、会議の開会にあたり、上下水道部長の佐々木よりご挨拶申し上げます。

2 上下水道部長あいさつ

上下水道部長の佐々木でございます。

本年度もよろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様にはご多用の中、本審議会にご出席を賜り誠に感謝申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本任期の 2 年目となりますが、今年度も引き続きご審議をよろしくお願いいたします。

本日の審議会におきましては、令和 7 年度の上下水道事業の当初予算についてご説明をさせていただきます。

また、昨年 10 月に諮問いたしました水道料金の改定につきまして、今回が 3 回目の審議となります。今回は、事務局が示した料金表につきまして多数の意見を頂戴したところでございます。本日は、前回のご意見をもとに複数の料金表（案）をお示しし、答申に向けて審議を深めたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局・右田水道管理課長）

本日はご都合により 5 名の委員が欠席されています。JA しまね いわみ中央地区本部の猪俣委員、石央商工会の植田委員、漁業協同組合 JF しまね 浜田支所の金坂委員、浜田市消費者問題研究協議会の宮本委員、税理士法人錦織会計事務所の岸委員、以上の 5 名です。

なお、本日の出席委員は、9 名で、審議会条例第 6 条に定める定足数に達していることをここにご報告いたします。また、浜田市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、この会議を撮影しています。後日 YouTube で配信させていただく予定ですので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以降の議事進行につきましては、鈴木会長様よろしくお願いいたします。

3 議 事

(鈴木会長)

議題 1「令和 7 年度浜田市水道事業会計予算について」、事務局から説明をお願いします。

「令和 7 年度浜田市水道事業会計予算について」

〔浜田市水道事業会計予算書、予算説明資料〕

水道管理課企画経理係長より配布資料に基づき説明後、以下の質問がある。

(石川委員)

先ほど説明で、他会計補助金が減ったとありました。これは一般会計からの繰り入れだと思いますが、これには制限とか決まり事があるのでしょうか。

(事務局・佐々木企画経理係長)

本日の資料の(上)資料①の 27 ページに一般会計からの繰入金の状況を記載しております。

この一般会計繰入金は、総務省の繰出基準に則った基準内繰出と、市の一般施策として、本来市が行うべき事業を水道事業が代わりに行った管路拡張事業に係る企業債の償還補填として基準外繰出というものがございます。

金額につきましては、この表に令和 5 年度から令和 15 年度まで記載しております。

令和 5 年度をご説明しますと、一般会計繰出金として 5 億円を繰り出しており、そのうち基準内繰出として約 3 億 9,000 万円、基準外繰出として約 1 億円を受けているところです。

これが年々減少していますが、大きく減っているのは基準内繰出です。

繰出金の内容については下の表に記載しておりますとおり、基準内の多くが簡易水道統合に対する経費の増加や更新投資に係る費用について繰り出すものとなっています。この基準内の繰出基準が毎年見直され、基準額が年々減っており、令和 15 年には約 6,700 万円まで下がることが見込まれています。

(石川委員)

基準内というのは基準がありますが、基準外にはないのでしょうか。

(事務局・佐々木企画経理係長)

基準外は市の一般施策として、本来市が行うべき事業を水道事業が代わりに行った管路拡張事業に係る企業債の償還補填として 100%もらうというのが、浜田市での基準外の基準になります。

(三浦委員)

予算書 10 ページにあります流動資産の未収金の実態について、教えてください。

(事務局・佐々木企画経理係長)

流動資産の未収金が約 2 億 4,600 万円となっておりますが、2 ヶ月単位で水道料

金の請求をしております、最後の 2 月・3 月で請求するものがここに含まれています。料金収入が年間約 12 億円から 13 億円程度ありますので、二ヵ月で約 2 億円ぐらいです。

他には、先ほどの一般会計繰出金のように、3 月 31 日時点で精算をして一般会計に請求をしたものが未収金に計上されています。

(三浦委員)

令和 5 年度の決算書に料金回収率が 93.17% となっていました、料金回収率を上げることは可能ですか。

(事務局・右田水道管理課長)

料金回収率を上げるためには、有収率を上げることが必要になってきます。

今年度は新たに AI を活用した漏水調査を実施する予定ですので、そういうものを活用して有収率が向上することを目指しています。

(三浦委員)

今の回答ですと、料金回収率が上がらない原因は漏水ということでしょうか。新たな調査に取り組むと効果はどのぐらいを見込んでいますか。

(事務局・谷口工務課長)

今のところ浜田市を含め島根県内で取り組んだ事例はありませんが、全国的な事例ですと、漏水の可能性が高い管路を全管路延長の約 15% にまで絞り込めるという事例があります。

浜田市では約 1,100km の水道管がありますので、約 165km 程度にリスクが高い範囲を絞り込めますので、絞った部分を集中的に調査すれば漏水を早く直せるのではないかと期待しているところです。

(三浦委員)

全国的には取り入れている事例があるのかなと思っていましたので、ぜひこの事業が成功して、経営が安定するように願っています。

(鈴木会長)

続いて、議題 2「令和 7 年度浜田市下水道事業会計予算について」、事務局から説明をお願いいたします。

「令和 7 年度浜田市下水道事業会計予算について」

〔浜田市下水道事業会計予算書、予算説明資料、(下) 資料①②〕

水道管理課専門企画員より配布資料に基づき説明後、以下の質問がある。

(佐古委員)

資本的収入、資本的支出とはどういうものか教えてください。

(事務局・右田水道管理課長)

ハード整備や更新に係る部分を資本的収入、資本的支出として経理しています。

(田村副会長)

新規事業で、ウォーターPPP 導入可能性調査業務とありますが、こういった調査か教えてください。

(事務局・大上下水道課長)

ウォーターPPP とは、施設の維持管理や更新を一体的に民間事業者へ業務委託する、というのが大枠と捉えていただけたらと思います。

この導入可能性調査で何をするかという、国が示すガイドラインは全国一律のものであって、地域によって様々な課題や問題点があります。そういったものを整理しながら、浜田市にとって一番良い形でウォーターPPP を導入するために、民間事業者のヒアリングや市の内情を整理しながら、導入の判断をする業務です。

(田村副会長)

(下) 資料②の「集落排水施設の公共下水道接続について」には、維持管理費の削減効果として年間約 700 万円の削減が見込まれると書いてありますが、こういったことでそれだけ削減できるか教えてください。

(大上課長)

集落排水施設の処理場をやめて公共下水道につないでいくと、今の三隅地域で言いますと岡見地区、須津地区にかかっていた施設の維持管理費が削減できますので、これにより年間で約 700 万円の削減が見込まれます。

4 審 議

(鈴木会長)

続いて、審議事項の水道料金改定について、事務局から説明をお願いいたします。

「水道料金の改定について」〔(上) 資料①、(上) 別冊〕

水道管理課企画経理係長より配布資料に基づき説明後、以下の質問がある。

(中芝委員)

先ほどの令和 7 年度水道事業会計予算説明資料で、当年度純損失が 4,426 万円と説明がありましたが、(上) 資料①では令和 7 年度の当期純利益がマイナス 2,478 万 2 千円となっており、およそ 2,000 万円乖離していますが、他年度の試算は問題ないのでしょうか。

(事務局・佐々木企画経理係長)

ご指摘のとおり、(上) 資料①の 5 ページの表にありますように、令和 7 年度の当期純利益と予算書を比較すると、予算書のほうが約 2,000 万円赤字額が多くなっておりますが、昨年 10 月からの料金改定審議に伴う試算と予算書の考え方が若干異なっていることが要因です。

まず、料金改定審議における試算は、令和 6 年の夏頃に作成しました向こう 10 年

間の投資・財政計画というものをベースにしております。

投資・財政計画と予算書の給水収益の考え方はほぼ同じですが、費用の考え方が若干異なっています。

詳しくご説明しますと、投資・財政計画においては、過去3年間の費用平均に上乗せして年1.5%の物価上昇率を見込んでいるため、年によって波が生じています。

一方、予算書では、先ほど説明しました人工衛星画像とAIを活用した漏水調査といった委託料が投資・財政計画より約3,500万円増えたことなどが影響しまして、約2,000万円赤字が増えたという結果になっています。

(中芝委員)

そうすると、令和9年度以降の試算はこの計画通りで問題ないという判断でよいでしょうか。

(事務局・右田水道管理課長)

この度の料金シミュレーションは、投資財政計画に則った経営戦略に基づいて行っており、料金収入等に関しては経営戦略通り概ね進んできておりますので、収入の部分については将来的には計画通り進むものと考えていただいて良いと思います。

一方、費用については物価高騰の予測が難しいところもあり、確実とは言えませんが概ね計画通り進むものと見込んでいます。

(佐古委員)

いろいろモデルケースを作っていただきましたが、当初事務局から提案された料金表Aでは、口径13ミリ・使用水量が20m³の2ヶ月の料金が3,380円から4,690円になっています。別の料金表パターンで小口利用者を配慮してもそんなに下がらないので、当初の事務局からの提案でよいと思います。

また、小口利用者を配慮すると、大口利用者の料金が大幅に上がってしまうことになり、事業者は井戸を掘ったりして、逆に使用水量が減ってくるのではないかと思います。

全国的な水道管の破裂をうけ各市町村も料金改定に入っておりますので、私はこれでよいと思います。

(鈴木会長)

具体的にご支持される料金表パターンまでお示しいただきありがとうございます。

この後、改めて各委員がどの料金表パターンをご支持されるかお伺いしようと思っています。現在はその前段階として、ご不明な点などを忌憚なくご質問いただければと考えております。

(中芝委員)

使用水量区分のうち、使用者が最も多い区分は把握されていますか。

これによって料金表AからDまでの違いを見たいと思います。

(事務局・佐々木企画経理係長)

(上) 資料①の 9 ページをご覧くださいと、令和 5 年度実績の 2 ヶ月の使用水量区分ごとの請求件数を載せています。

この表で最も多いところは、黄色の部分の口径 13 ミリと 20 ミリです。使用水量区分でいうと 0 m³から 100 m³に件数が集中しており、ここだけで 9 割以上を占めていますので、この単価を少し下げるだけでも他口径の基本料金が大幅に上がることに繋がりますので、配慮しながら検討してきました。

(中芝委員)

さらにお伺いしますが、使用水量 0 m³の利用者はおられるのでしょうか。

(事務局・笹倉料金係長)

基本料金だけを請求させていただく方もおられます。そこまで数は多くありませんが、遠方にお住まいで定期的に帰られて短期間使用される場合などでも基本料金はかかります。

他には、清掃で使用されても 1 m³までお使いにならない方は、基本料金のみというケースもあります。

(石川委員)

質問ではありませんが、水道水の安定供給は生命線であり、安定供給にはコストもかかるというのは分かります。企業会計ですので、そうそう赤字にはできないということもわかります。

しかしながら、物価高で皆さん困っていて可処分所得も増えない中、令和 9 年度から料金を上げること自体、政策的にナンセンスだと思います。最終的には料金改定を凍結するという選択肢が決していないわけではないと思います。

私は地域の代表として出席していますが、こういう重たい話は市民に周知すべきですので、ぜひ地域協議会で説明してほしいと思います。

皆さんが今議論しているのは、口径への配慮や水道料金をどうしていくかが基準になっていますがそういうことではなくて、独居老人や住民非課税世帯、ひとり親で苦勞されている社会的弱者への配慮はどうするか、減免等を検討してもらえるのが重要であると考えます。

確かに、料金表の考え方は応益負担、応能負担が加味された仕組みにもなっていると思いますが、料金改定前提に料金表 A から D で決めるという話ではなく、社会的弱者への配慮についていかがお考えでしょうか。

(事務局・右田水道管理課長)

料金収入が減って経営が厳しくなっているため、委員の皆様から料金改定を視野に入れた方がよいのではないかというようなご意見をいただき、現在の料金改定審議に至っている経緯がございます。

では、なぜ料金改定が必要なほど経営が厳しくなっているかというと、やはり人口減少により収入が減ってきていることが挙げられます。

さらに、管路の老朽化により突発的な漏水が増え維持管理費も増加する中、今のままでは資金が不足し安定的な供給ができなくなるというお話もさせてきていた

できました。

昨今、能登半島における未曾有の災害にも見られますように、ライフラインが止まると生活できない、でも資金がなくライフラインが整備できません、水が送れないでは市民を守ることができません。

そういった現状を避けるために、高い改定率ではありますが料金改定を提案させていただいています。

凍結されたいというお気持ちは伺いましたが、過去からの経緯や将来を見据えて今の審議に至っているという状況はご理解いただきたいと思います。

(石川委員)

事務局が言われることは重々わかっています。

しかしながら、このタイミングでこういう議論をすること自体、どうかと思っているのです。

月に600円や700円の増額が大したことはないと思われるかもしれませんが、年間で考えると1万ぐらい料金が上がっていく。今のこの時期は、浜田市も地方公共団体として減税や給付を検討すべきときに、逆に水道料金を上げるのは、お金持ちはよいが社会的弱者は困ります。

社会的弱者への配慮について、浜田市の施策として減免などができないか健康福祉部に相談されましたか。

(事務局・佐々木上下水道部長)

委員の皆さんからそういった意見が出ているということは、情報共有させていただいております。

ただ、市長部局として市の方針は答申を受けてから決めるという立場にありますので、まだ答申が出てない中でこういうふうにしますといった議論までには至っていません。

(石川委員)

最初にご質問させていただいた一般会計繰入金ですが、二種類あって個々の制限があると説明がありましたが、令和5年度は5億円入ってきているわけです。

これを継続することはやはり難しいのでしょうか。

(事務局・佐々木上下水道部長)

この議論の発端の1つに、石川委員が言われました特に基準内繰出のところで、総務省の繰出ルールで、簡易水道統合から5年間は簡易水道があるものとして、繰り出しをするルールがありましたが、統合から6年目以降は順次減らして統合から10年で繰り出しはなくなるルールになっています。

これについては、国が定めたルールですので、これに沿った経営を考えないといけないというところが今回の料金改定の出発点になっておりますので、その部分については、手を出しようがないと考えております。

基準外というのは、市長部局と事前に協定を結び、本来市がやるべき施策を水道事業が肩代わりしている部分については、費用を一般会計側が負担するルールを作っていますが、赤字補填は今のところルールにはありません。

(石川委員)

3月に三隅地域協議会がありまして、水道事業への繰出金について副市長へ質問したところ、今後とも必要だと言われました。ただ、この辺は今後の市長選挙もあり行政判断になると思いますが。

とはいえ、このタイミングで料金改定するのは市民感情として、とても納得できるものではありません。

(鈴木会長)

石川委員のご意見についてですが、先ほどの事務局の回答通り、これまでの審議会の議論を踏まえての流れになっておりますので、急にこの場で料金を上げないということにはならないと思いますし、私の意見としましては、今やらないでいつやるんだと思っています。

浜田市の人口は激減しますので、料金改定を先延ばしにするほど段階的に料金を引き上げたとしても、引き上げのパーセンテージがより高くなり、さらに使用者の負担が大きくなることが十分想定されるわけです。今やらないで先に延ばしたときに、より高い料金改定率で引き上げをしないといけなくなることをお認めいただけるのか、ということだと思います。

また、福祉の話は市長部局が判断されることですから、この審議会で審議することではないと考えます。ここで考えることは、最大限、小口利用者に対して負担を低くするよう配慮するとか、そういったことが限界です。

そういった配慮は前回の審議会でご意見をいただいております、それに対しての回答はこのシミュレーションの中に含まれているものと私は受けとめています。

(石川委員)

それもある程度承知して申し上げます。

一般会計からの繰り入れの継続については、答申案の付帯事項でなく本文にぜひ記載してください。

一般会計のことは市長が判断されますが、今、市民が疲弊しているときに、必要かどうかかわからないものを建てようとか、計画をするよりも、こっちの方が絶対優先だと思います。

(鈴木会長)

先ほどの事務局の回答通り、一般会計からの繰り入れは総務省であり国が基準を決めていますので、一般会計側の裁量の余地はありません。

したがって、付帯意見として記載いただける程度でよいのではと考えます。

(中芝委員)

私は、前回事務局から提案いただいた料金表Aでよいと思います。

石川委員が言われている一般会計からの繰り入れについては、国の繰出基準で決まっているのであれば、付帯意見としてはやはり生活困窮者への支援をお願いしたらよいと思います。

(鈴木会長)

事務局当初案の料金表 A をご支持いただけるということですね。

他にご質問もあろうかと思いますが、ここからは審議会として答申をまとめるにあたって、事務局が提案した料金表のどれを妥当とお考えになるか、委員お 1 人ずつご意見を頂戴したいと思います。

支持される料金表のパターン名をアルファベットでお願いします。

(三浦委員)

先に 1 つだけ言わせてください。

私は農業をやっている、今、お米がすごく高くなっています。これも国の政策で、食糧法があったのを廃止して自由化にされて、農家が集まって作付け面積を決めることになっています。

この水道も、そもそもライフラインとして大切な施設なのに、企業会計を持ち込んだ。食糧や水は必要なのに、なぜ、国が手を出さなくなったのかとても疑問です。私たちが生活する中で、水道は毎日お世話になっていますので、これがなくなるということは絶対あってはなりません。

したがって、これを維持管理していくには、それは応分の負担も要るのかなという思いです。低所得者の方がおられますので、その辺の配慮等も含めての料金改定に賛同いたします。

特に私は、かつて簡易水道をもっていた弥栄村が上水道と合併してもらったおかげで、まだ水道を維持ができているという立場にありますので、料金表パターンは長短があり判断はつきませんが、改定には賛成いたします。

(鈴木会長)

料金改定にはご賛成いただいている、ただパターンとしては明確にご判断されていないということで、承知いたしました。

(新森委員)

旭町の集落は、もう高齢化率が 72% となっています。毎年約 5 件は空き家になって、施設に入られる方もどんどん増えてきています。

高齢化率が高くなっている中で、単価を上げるということは少し疑問な点もありますが、やはり漏水箇所もかなりございます。

私たちの集落は 100 件ありますが、山水を引いておられる方はもう 1 件だけになり、他は水道を利用しています。そういうことを踏まえて、やはり将来のことを思えば、これもやむを得ないというふうに思っております。

水道は生きるために一番必要なものがございますので、仕方ないと思っておりますし、今日、この状況でありますので、この機会を逃して先に持っていくことになれば、もっとひどい目にならないかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

料金改定にはご賛同いただけるということで、料金表パターンはどれを推されますか。

(新森委員)
料金表 A です。

(鈴木会長)
続きまして中芝委員ですが、先ほど料金表 A というご意見いただいておりますが、追加でご意見がありますか。

(中芝委員)
改定については料金表 A でいいと思います。
また、先ほど言いましたように、付帯事項として、低所得者においては浜田市から助成をしていただくような一文を入れてもらったらいいいのかなと思います。
ただ、水道はインフラとして何としても維持管理していただかないといけないものですので、お金がないから、破綻して使うことができませんということはあってはなりません。
維持管理するためには、多少の料金アップは仕方ないかと考えますが、負担できる人、できない人がどうしても生じるということを考えたときに、一般会計からの繰り入れで赤字補填ができないことになっているのであれば、別な方面として低所得者へ補助してもらえたらいいのかなと思います。

(鈴木会長)
ご意見どうもありがとうございました。
では、佐古委員さんも追加でご意見がありますか。

(佐古委員)
料金改定というのは、水道運営が厳しくなったから来年から上げますというものではなく、この資料で令和 9 年度からになっているとおり、審議会が答申をだしてから議会に上げてという話になり時間がかかりますので、とりあえずここでやっておかないといけないと思います。
また、低所得者に対して配慮をお願いしたいという文言は入れてもいいですが、これは上下水道部とは関係なくて、その文言が入ることによって福祉の関係部署等に動いてもらいたいという形で、やってもらうしかないのではないかなと思います。

(豊田委員)
私も水道の料金改定は将来の数値を見ますと、もう致し方がないというところで、上げていかなければいけないと考えています。
料金表については、私も料金表 A を支持したいと思います。
物価高騰の中ではありますが、インフラの老朽化は全国的に進んでおり、命をつなぐライフラインとして非常に重要となっていますので、経営自体を健全化していくことが必要です。
一方で、物価高等ございまして市民の負担もかなり大きくなっていますので、今

回 AI とか新しい技術を導入したり、ウォーターPPP など経営の効率化を合わせて検討していただいて、費用の抑制に一層努めていただきたいと思います。

また、付帯意見についても生活困窮者への配慮というところは、ぜひ入れてもらいたいと思っています。

(石川委員)

料金改定については、委員の皆さんが言われるようにこれは苦渋の選択として、料金を上げていくという方向性は仕方がないのかなと思います。

事務局から料金表パターンを 4 種類提案してもらいましたが、私は料金表 D を推したいと思います。

そして、皆さんは弱者を置いてきぼりにしないといわれますが、これはこの審議会の中でしっかり話すべきことだと思います。上下水道部は市民の福祉健康を守る責務があるわけですから、市の中で管轄があるとは思いますが、やはり付帯意見ではなくて本文にそういうお願いをしっかり入れ込んでいくことが大事ではないかと思っています。

(鈴木会長)

料金表 D を支持されるということで承りました。

生活困窮者に対する配慮が付帯意見ではなくて、おっしゃる通りより強い意向としてお示しする必要は各委員からもご意見いただいていますので、本文で書いていただくということも一案なのかなと改めて思いました。

(古森委員)

答えとしては料金表 A ですが、料金表 D のところで 34.5% という案が示されています。

料金審議 1 回目のときは、保有資金が 16 億円必要ですという話だったことが、34.5% にすると少し保有額が下がりますが、そこまで下げても大丈夫ということであれば、料金表 A の一律改定で改定率を 34.5% にするというのが可能でしょうか。

我々は介護保険事業を抱えており、介護報酬の収入で成り立っていますので、介護報酬の引き上げがないまま、この水道料金が引き上げになると支出だけが増えるという経営状況になります。私の方で試算したところ、社協の水道料金だけで年間 100 万円の引き上げとなりますので、デイサービスなど水を使う事業については、何らか配慮いただければ嬉しいという思いです。

それから、小口利用者の比率を変えと言われていますが、小口利用者イコール低所得者とか高齢世帯ではないと思いますので、そこについては、付帯意見のところで何らか付け加えておくべきではないかと思っています。そこに福祉施設も入れてもらえるとありがたい、そういう思いです。

料金表 A の改定率が引き下げられればベストというところです。

(鈴木会長)

基本的に料金表 A を支持されるということですが、料金表 A をベースに一律で改定率を引き下げることが可能かどうか質問がありましたので、事務局から回答をお願いします。

(事務局・右田水道管理課長)

今回 4 案をお示ししまして、料金表 D で 16 億円の保有資金を令和 5 年度決算並みに下げて小口利用者への改定率を軽減したものを提示させていただきました。

係長からも説明しましたとおり、料金改定率を下げれば保有資金が当然下がりますので次の料金改定が前倒しになります。

また、保有資金が減ってくると突発的な事項に対応できる資金も減りますので、料金表 A を一律に下げる案は今回提案をしていません。

(古森委員)

今回 34.5%が示されたので、そこまで可能なのかなということでお聞きしました。

(鈴木会長)

特定の小口利用者に配慮する形ではなくて一律にという形ですが、それは今回の審議会で、ほとんどの委員さんからは料金表 A を支持するというふうにご意見いただいておりますので、小口配慮ではない形で改定率をもう少し引き下げる余地があるのであれば、そこは検討していただく必要があるかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

ご意見がもっと料金表 D などに寄っていれば、その必要性はないかなと思いましたが、基本的に料金表 A を支持されていますので、もし改定率を下げる余地があるのであれば、そこも検討事項ではないかと思いました。

(佐々木部長)

前回までに議論いただいた生活困窮者や福祉事業者等にいかに配慮できるかという点について、今回シミュレーションをお示しし委員の皆様のご意見がまとまりつつあると認識しております。

料金体系上はどうしても生活困窮者のような個別事象に照らし合わせたものがないため、小口という切り口で、前回までのご意見を反映したものを今日ご提示したところですが、一律の配慮になると、資金余力を減らして全体的に率を下げるということになりますので、逆に小口に配慮したような形にならず、議論が戻りはしないかと考えています。

この点について、委員の皆様から特に問題ないということであれば、検討できる余地はあると思いますがいかがでしょうか。

(鈴木会長)

そうですね、他の委員の多くは料金表 A を支持されていますので、そこには一律の改定率引き下げは想定されていなかったと受けとめております。

今回のご意見を集約するとやはり当初事務局からお示しいただいた料金表 A が、最も支持されているという形になっておりますので、これを答申のベースとするというのが良いかなと考えますが、古森委員はそれでいかがでしょうか。

(古森委員)

はい。

(鈴木会長)

また、各委員からいろいろご意見をいただきましたが、生活困窮者に対する配慮は一般会計で配慮していただくことを強くお願いしたいというのが、委員の総意だと思いますので、審議会としてもそういう声があるということを強く発信をしていきたいなと思います。

そのような形で答申をまとめるということで、委員の皆さんはいかがでしょうか。

(委員一同)

はい。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

ご賛同いただけましたのでその形で答申を進めていければと考えます。

その他、事務局から何かありますか。

(事務局・右田水道管理課長)

2点ご連絡いたします。

まず1点目です。次回審議会の開催日の予定ですが、令和7年7月15日 火曜日 10時を予定しております。出欠確認については後日文書でご案内いたしますのでご確認ください。

なお、審議内容としましては、料金改定に係る本日出ましたご意見を踏まえ、答申案についてご意見を賜りたいと考えております。

2点目ですが、次回審議で予定しております答申案につきまして、本日の意見を踏まえまして鈴木会長と案を作りまして、その案について次回の出欠確認に合わせて、委員の皆様へ送付したいと思っております。

送付しました答申案についてご意見があれば、次回審議会の1ヶ月前を目途に返信をお願いする予定としております。また、返信いただいた皆様のご意見を反映しまして、次回答申案を審議会で改めてご審議いただけたらと思っております。

何卒よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(鈴木会長)

それでは議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局・右田水道管理課長)

鈴木会長、議事進行ありがとうございました。皆様大変お疲れ様でした。本日は以上で散会させていただきます。ありがとうございました。